

給与収入のみである旨の申立書

扶養認定における収入要件の確認の際に、労働契約内容による年間収入見込額を用いて認定を受ける場合(※)は「給与収入のみである」旨の申立てが必要となります。以下に署名の上、労働条件通知書(写)又は雇用契約書(写)等と一緒にご提出ください。

【認定対象者記入欄】

わたしの収入は、別添の労働契約内容が確認できる書類（労働条件通知書や雇用契約書等）のとおりであり、提出した労働契約内容が示す給与収入のみであることを申立てます。

静岡県中部機械工業健康保険組合理事長 様

令和 年 月 日

認定対象者氏名 _____

《留意事項》

1. 給与収入以外に他の収入（年金収入・事業収入等）がある方は、この取扱いの適用は受けられません。
2. 労働条件通知書や雇用契約書等で収入額を見込むことができない場合（時給や日給の賃金の記載のみで、労働時間や勤務日数等の記載がない場合など）は、この取扱いの適用は受けられません。
3. 扶養認定後、所得証明書等により実際の収入額を確認した結果、次のような場合は、扶養認定の取消となることがあります。
 - 収入超過分が社会通念上妥当である範囲を大きく超えている場合
 - 収入超過分が労働契約段階では見込難い臨時的収入ではない場合
 - 収入超過の状態が恒常的であると判断した場合

(※) 収入要件の確認においては、原則、給与明細書（時間外労働に対する賃金等支給されたすべての賃金を含む）から年間収入見込み額を算出し判断しますが、就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるために、労働契約段階で見込まれる収入（労働条件通知書や雇用契約書内に示されている賃金）を用いて収入要件の確認を行うことができます。

この取扱いでは、労働条件通知書内に明確な規定がなく、労働契約段階では見込難い時間外労働等に対する賃金は、年間収入見込額には含まず算出し、その額が収入基準額未満である場合は、扶養認定が受けられません。また、認定後、結果として時間外労働が発生し、収入基準額を超えた場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、当年度においては一時的な収入増とみなし、認定取消とはなりません。